

平成 30 年度

今治市財政健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見書

今治市監査委員

監 第 142 号
令和元年 8 月 28 日

今治市長 菅 良 二 様

今治市監査委員 渡 辺 英 徳
同 重 松 眞 司

平成 30 年度今治市財政健全化判断比率
及び公営企業資金不足比率審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見書を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	2
第5	審査の概要	3
1	健全化判断比率等の対象について	3
2	実質赤字比率	4
(1)	対象となる会計について	4
(2)	実質赤字比率の定義について	4
(3)	実質赤字比率の算定について	4
3	連結実質赤字比率	5
(1)	対象となる会計について	5
(2)	連結実質赤字比率の定義について	5
(3)	連結実質赤字比率の算定について	5
4	実質公債費比率	8
(1)	対象となる会計等について	8
(2)	実質公債費比率の定義について	8
(3)	実質公債費比率の算定について	9
5	将来負担比率	11
(1)	対象となる会計等について	11
(2)	将来負担比率の定義について	11
(3)	将来負担比率の算定について	12
(参考)	類似団体関係資料	13

6	資金不足比率	14
(1)	対象となる会計について	14
(2)	資金不足比率の定義について	14
(3)	資金不足比率の算定について	15
ア	船舶交通特別会計	15
イ	簡易水道事業特別会計	15
ウ	港湾事業特別会計	16
エ	鉱泉供給事業特別会計	16
オ	小規模下水道特別会計	17
7	むすび	18

凡 例

千円単位で表示する場合において、単位未満の端数の処理については、原則として審査に付された算定の基礎となる書類に基づき表示した。

平成 30 年度今治市財政健全化判断比率 及び公営企業資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 30 年度	今治市	実 質 赤 字 比 率
〃	〃	連 結 実 質 赤 字 比 率
〃	〃	実 質 公 債 費 比 率
〃	〃	将 来 負 担 比 率
〃	〃	船舶交通特別会計資金不足比率
〃	〃	簡易水道事業特別会計資金不足比率
〃	〃	港湾事業特別会計資金不足比率
〃	〃	鉱泉供給事業特別会計資金不足比率
〃	〃	小規模下水道特別会計資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 8 月 5 日から 8 月 28 日まで

第 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位 %)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	類似団体 (平成29年度)
実質赤字比率	—	—	11.33	—
連結実質赤字比率	—	—	16.33	—
実質公債費比率	12.4	12.8	25.0	5.5
将来負担比率	1.6	11.8	350.0	43.4

(注) 1 実質赤字又は連結実質赤字が発生していない場合は、「—」と表示している。

2 類似団体の抽出は、「今治市各会計決算審査意見書」参照。

資金不足比率は次のとおりであり、いずれも経営健全化基準を超えていない。

(単位 %)

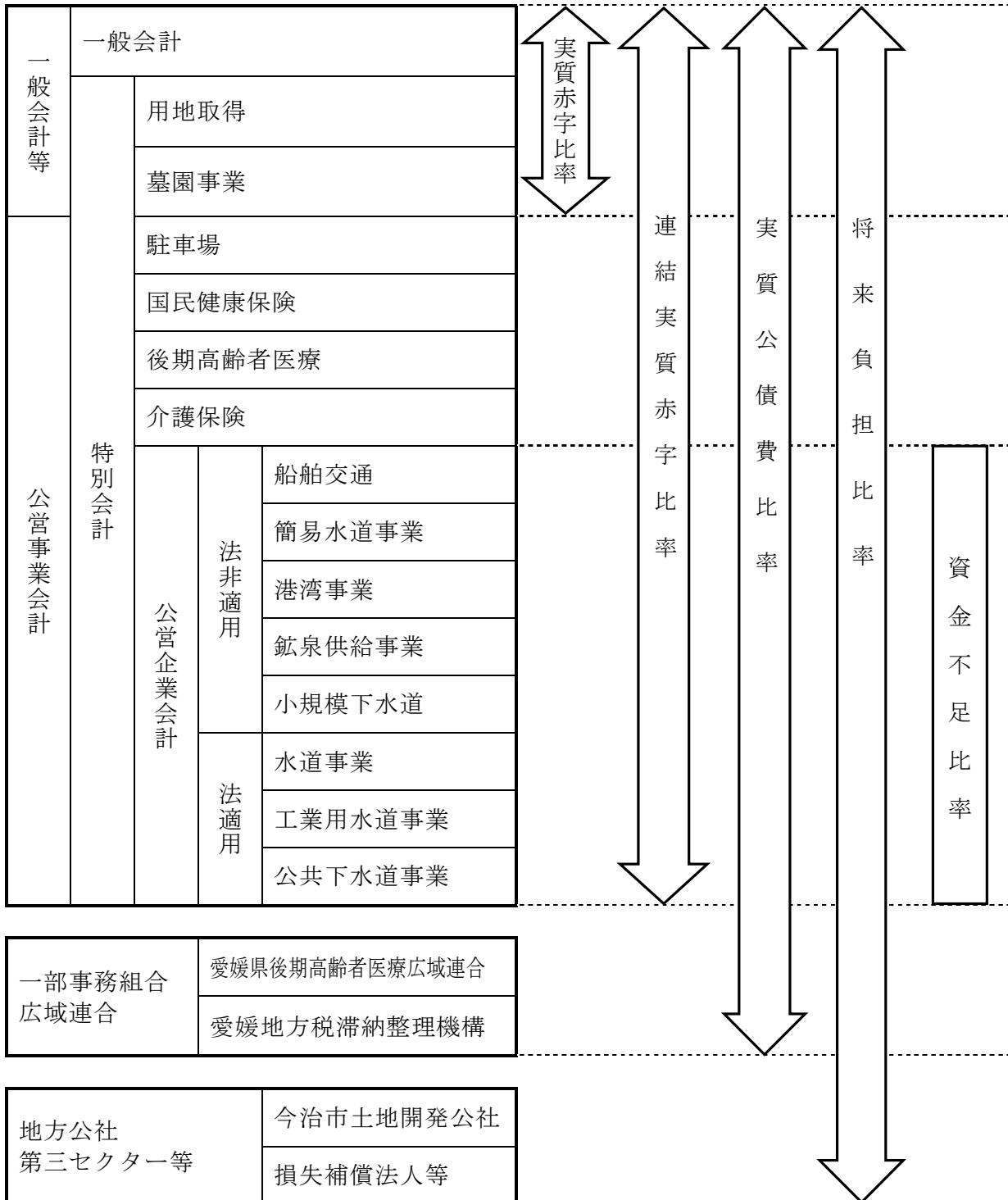
事業別資金不足比率	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
船舶交通特別会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
港湾事業特別会計	—	—	20.0
鉱泉供給事業特別会計	—	—	20.0
小規模下水道特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足額が発生していない場合は、「—」と表示している。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率等の対象について

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分は次のとおりである。



※ 資金不足比率は会計ごとに算定する。

2 実質赤字比率

(1) 対象となる会計について

実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等であり、一般会計に用地取得、墓園事業の各特別会計を加えたものである。なお、地方財政状況調査（決算統計）に用いる普通会計とは異なる。

(2) 実質赤字比率の定義について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

一般会計等の実質赤字額は、繰上充用額に支払繰延額と事業繰越額を加えたものである。

繰上充用額とは、歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額であり、支払繰延額とは、実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額であり、事業繰越額とは、実質上歳入不足のため事業を繰り越した額である。

なお、今治市の標準財政規模は454億6,159万円（前年度459億6,932万7千円）である。

(3) 実質赤字比率の算定について

一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額はないので、実質赤字額は発生していない。なお、一般会計等の純計後の実質収支額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年 繰越財源	実質収支額 (平成30年度)	実質収支額 (平成29年度)
一 般 会 計	77,271,804	72,540,993	4,730,811	863,760	3,867,051	4,662,453
特別 会計	用地取得	—	△ 291,702	—	△ 291,702	△ 304,752
	墓園事業	61,542	87,201	△ 25,659	—	△ 25,659
合 計	77,333,346	72,919,896	4,413,450	863,760	3,549,690	4,326,602

(注) 1 歳入総額及び歳出総額は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものである。

2 翌年度繰越財源は、翌年度繰越額から未収入特定財源を差し引いたものである。以下の表同じ。

3 連結実質赤字比率

(1) 対象となる会計について

連結実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等に公営事業会計を加えたものである。

(2) 連結実質赤字比率の定義について

連結実質赤字比率とは、上記会計を対象とした連結実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

連結実質赤字額は、一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額（黒字額）に公営企業会計の資金不足額（剰余額）を合算して算定した額である。

(3) 連結実質赤字比率の算定について

一般会計等及び公営企業以外の特別会計の各会計において、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額はないので、実質赤字額は発生していない。なお、一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 繰 越 財 源	実質収支額 (平成30年度)	実質収支額 (平成29年度)
特 別 会 計	駐 車 場	10,489	9,700	789	—	789	1,417
	国民健康保険	19,037,078	18,856,775	180,303	—	180,303	959,722
	後期高齢者医療	2,277,729	2,222,672	55,057	—	55,057	65,672
	介 護 保 険	18,400,414	17,804,475	595,939	—	595,939	591,833
	介護予防支援事業						32,151
合 計		39,725,710	38,893,622	832,088	—	832,088	1,650,795

(注) 介護予防支援事業は、平成29年度をもって廃止している。

法非適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。
 なお、法非適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度 繰越財源	資金剰余額 (平成30年度)	資金剰余額 (平成29年度)
法非適用の 公営企業会計	船舶交通	243,113	243,113	—	—	—
	簡易水道事業	150,622	150,574	48	—	48
	港湾事業	412,355	395,053	17,302	17,250	52
	鉱泉供給事業	19,921	15,063	4,858	—	4,858
	小規模下水道	957,603	954,111	3,492	3,454	38
合 計	1,783,614	1,757,914	25,700	20,704	4,996	7,010

法適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。な
 お、法適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	流動資産	流動負債	控 除 企 業 債 等	資金剰余額 (平成30年度)	資金剰余額 (平成29年度)	
法適用の 公営企業会計	水道事業	5,061,015	2,573,730	702,229	3,189,514	2,941,821
	工業用水道事業	143,079	8,059	—	135,020	131,305
	公共下水道事業	1,267,577	2,570,692	2,007,538	704,423	639,910
合 計	6,471,671	5,152,481	2,709,767	4,028,957	3,713,036	

(注) 別冊「今治市公営企業資金不足比率審査意見書」参照。

以上のとおり、一般会計等、一般会計等及び公営企業以外の特別会計において、実質赤字額はなく、法非適用の公営企業会計、法適用の公営企業会計において、資金不足額はないので、連結実質赤字額は発生していない。なお、実質収支額、資金剰余額を集計すると次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	実質収支額	資金剰余額	合 計 (平成 30 年度)	合 計 (平成 29 年度)
一 般 会 計 等	3,549,690		3,549,690	4,326,602
一般会計等及び公営企業以外 の 特 別 会 計	832,088		832,088	1,650,795
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4,996	4,996	7,010
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4,028,957	4,028,957	3,713,036
合 計	4,381,778	4,033,953	8,415,731	9,697,443

一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額の合計は 43 億 8,177 万 8 千円 (対前年度比 15 億 9,561 万 9 千円減) であり、法非適用の公営企業会計と法適用の公営企業会計の資金剰余額の合計は 40 億 3,395 万 3 千円 (同 3 億 1,390 万 7 千円増) で、総計では 84 億 1,573 万 1 千円 (同 12 億 8,171 万 2 千円減) の黒字となっている。

4 実質公債費比率

(1) 対象となる会計等について

実質公債費比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計のほか一部事務組合、広域連合への負担金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものが含まれる。今治市が加入する一部事務組合等は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、愛媛地方税滞納整理機構である。

(2) 実質公債費比率の定義について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金、準元利償還金が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この実質公債費比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、分母、分子から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除する等により算定される。

準元利償還金とは、①減債基金積立不足額を考慮して算定した額②満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額③一般会計等から公営事業会計への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの④一部事務組合・広域連合への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの⑤債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの⑥一時借入金の利子の合計額である。

(3) 実質公債費比率の算定について

実質公債費比率の分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから特定財源及び元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
元 利 償 還 金 (繰上償還額等を除く)		11,504,343	11,672,336	11,823,203	11,706,039
準 元 利 償 還 金	減債基金積立不足額を 考慮して算定した額①	—	—	—	—
	満期一括償還地方債1年 当たり元金償還相当額②	—	—	—	—
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の 償還の財源に充てたと認められる繰入金③	2,970,071	2,653,796	2,405,232	1,990,117
	事務組合等地方債の償還に充て られたと認められる負担金等④	—	—	—	—
	公債費に準ずる債務負担 行為に係るもの⑤	69,068	66,312	66,083	66,079
	一時借入金利子⑥	—	—	—	—
準 元 利 償 還 金		3,039,139	2,720,108	2,471,315	2,056,196
特 定 財 源		215,582	220,655	158,924	176,894
基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	事業費補正により 算入された公債費	2,254,488	2,088,767	1,665,757	1,399,353
	災害復旧費等に係る 基準財政需要額	6,813,309	7,334,266	7,739,141	7,764,288
	密度補正により算入された 元利償還金及び準元利償還金	72,827	72,410	69,258	72,630
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額		9,140,624	9,495,443	9,474,156	9,236,271
実 質 公 債 費 比 率 分 子		5,187,276	4,676,346	4,661,438	4,349,070

実質公債費比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
標準 財政 規模	標準 税 収 入 額 等	24,226,136	24,933,400	24,818,307	25,620,583
	普 通 交 付 税 額	20,063,726	19,406,100	18,528,115	17,413,724
	臨時財政対策債発行可能額	3,397,935	2,675,760	2,622,905	2,427,283
標 準 財 政 規 模		47,687,797	47,015,260	45,969,327	45,461,590
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額		9,140,624	9,495,443	9,474,156	9,236,271
実 質 公 債 費 比 率 分 母		38,547,173	37,519,817	36,495,171	36,225,319

次表のとおり、実質公債費比率（3 か年平均）は 12.4%（対前年度比 0.4 ポイント改善）である。

(単位 千円、%)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実質公債費比率分子	5,187,276	4,676,346	4,661,438	4,349,070
実質公債費比率分母	38,547,173	37,519,817	36,495,171	36,225,319
単年度実質公債費比率	13.45696	12.46367	12.77275	12.00561
実 質 公 債 費 比 率	12.8			12.4

(注) 実質公債費比率は、3 か年の単年度実質公債費比率を平均し、小数点第 2 位以下を切捨てている。

なお、当年度の単年度実質公債費比率は 12.00561% で、前年度と比較すると 0.76714 ポイント低下（改善）している。これは主に、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金等の減少に伴い、準元利償還金が減少したことによるものである。

5 将来負担比率

(1) 対象となる会計等について

将来負担比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計、一部事務組合等のほか地方公社、第三セクター等が含まれる。

(2) 将来負担比率の定義について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この将来負担比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、分子から充当可能財源等を控除し、分母から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除し算定される。

将来負担額とは、①一般会計等の年度末における地方債現在高②債務負担行為に基づく支出予定額③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額④当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額⑥地方公共団体が設立した地方公社等の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務、経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額⑦連結実質赤字額⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合計額である。

(3) 将来負担比率の算定について

将来負担比率の分子は、将来負担額から充当可能財源等を控除したものであり、次表のとおりである。また、将来負担比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で、実質公債費比率算定の際に用いた分母と同額である。

(単位 千円、%、ポイント)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度	対前年度増減額
地 方 債 の 現 在 高 ①		81,153,475	86,243,737	△ 5,090,262
債務負担行為に基づく支出予定額②		1,032,644	1,091,019	△ 58,375
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③		22,371,289	24,153,432	△ 1,782,143
組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④		—	—	—
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤		10,096,613	10,413,736	△ 317,123
設立法人の 負債額等 負担見込額⑥	地 方 道 路 公 社	—	—	—
	土 地 開 発 公 社	—	—	—
	地 方 独 立 行 政 法 人	—	—	—
	損 失 補 償 等	—	—	—
連 結 実 質 赤 字 額 ⑦		—	—	—
組 合 等 連 結 赤 字 額 負 担 見 込 額 ⑧		—	—	—
将 来 負 担 額 合 計		114,654,021	121,901,924	△ 7,247,903
充当可能 財源等	充 当 可 能 基 金	27,183,035	27,289,200	△ 106,165
	充 当 可 能 特 定 歳 入	2,642,473	2,612,186	30,287
	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	84,221,879	87,677,133	△ 3,455,254
充 当 可 能 財 源 等 合 計		114,047,387	117,578,519	△ 3,531,132
将 来 負 担 比 率 分 子		606,634	4,323,405	△ 3,716,771
将 来 負 担 比 率 分 母		36,225,319	36,495,171	△ 269,852
将 来 負 担 比 率		1.6	11.8	△ 10.2

将来負担比率の分子を前年度と比較すると、86.0%、37億1,677万1千円減少している。

これは主に、充当可能財源等において、基準財政需要額算入見込額が34億5,525万4千円減少したものの、将来負担額において、地方債の現在高が50億9,026万2千円減少したためである。この結果、将来負担比率は1.6%となり、前年と比較すると10.2ポイント改善されている。

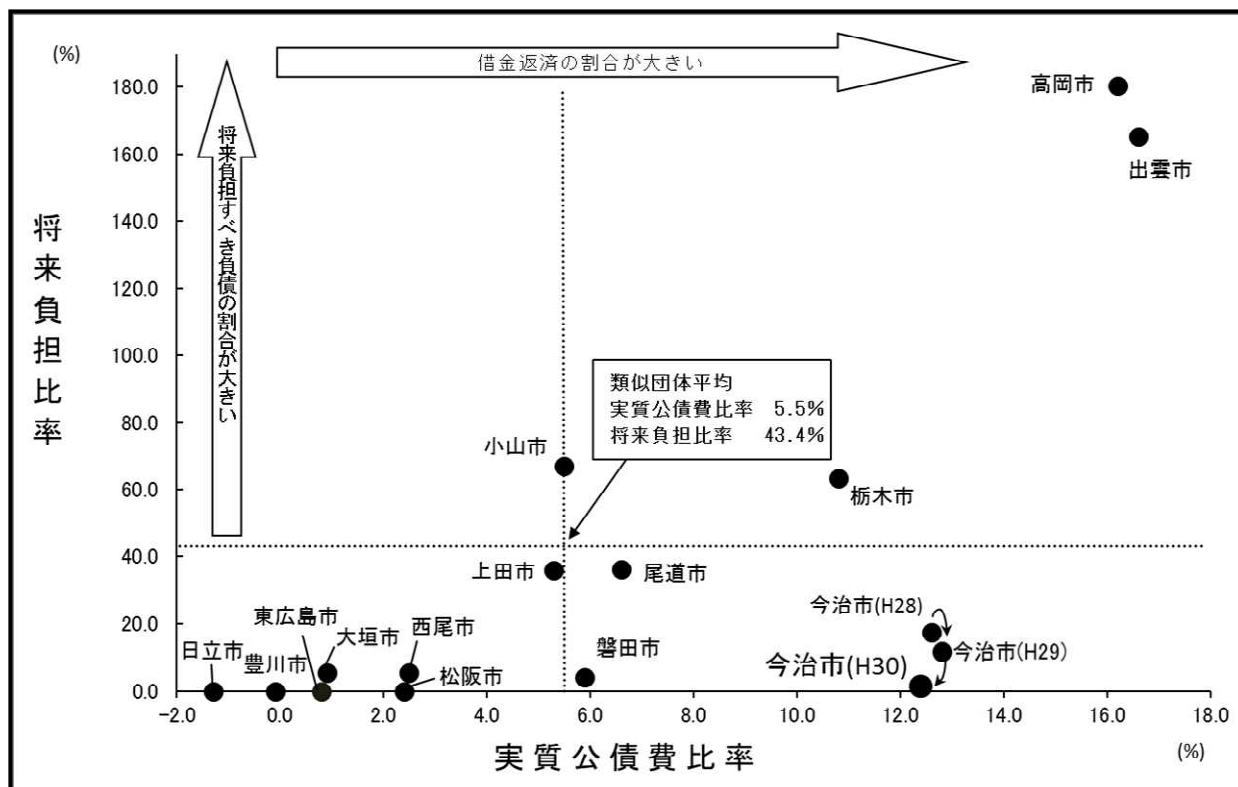
(参考) 類似団体関係資料

1 財政健全化判断比率状況表

(単位 %)

都市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日 立 市	—	—	△ 1.3	—
栃 木 市	—	—	10.8	63.4
小 山 市	—	—	5.5	67.1
高 岡 市	—	—	16.2	180.3
上 田 市	—	—	5.3	35.8
大 垣 市	—	—	0.9	5.7
磐 田 市	—	—	5.9	4.3
豊 川 市	—	—	△ 0.1	—
西 尾 市	—	—	2.5	5.7
松 阪 市	—	—	2.4	—
出 雲 市	—	—	16.6	165.4
尾 道 市	—	—	6.6	36.2
東 広 島 市	—	—	0.8	—
今 治 市	—	—	12.4	1.6

2 実質公債費比率と将来負担比率の相関図



※ 上表1、2の類似団体の各数値は、総務省が公表した平成29年度の確定数値を記載したものである。

6 資金不足比率

(1) 対象となる会計について

公営企業会計のうち法非適用企業の船舶交通、簡易水道事業、港湾事業、鉱泉供給事業、小規模下水道の各特別会計である。なお、法適用企業である水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業については、別冊で審査している。

(2) 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

法非適用企業の資金不足額は、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額に建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高を加えた額により算定され、不足額がある場合には、解消可能資金不足額を控除して算定される。

また、法非適用企業の事業規模は、営業収益に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除して算定される。

(3) 資金不足比率の算定について

ア 船舶交通特別会計

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		—	—
歳 出 総 額	①	243,113	265,070
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	243,113	265,070
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	—
事業の規模 (⑤-⑥)		86,354	93,680
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	86,354	93,680
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

(注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。以下の表同じ。

船舶交通特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 8,635 万 4 千円である。当特別会計に市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額、歳出総額とも 2 億 4,311 万 3 千円で、資金剰余額はない。

イ 簡易水道事業特別会計

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 48	△ 20
歳 出 総 額	①	150,574	67,818
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	150,622	68,011
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	173
事業の規模 (⑤-⑥)		9,009	7,910
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	9,009	7,910
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

簡易水道事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 900 万 9 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 1 億 5,062 万 2 千円、歳出総額は 1 億 5,057 万 4 千円で、歳入歳出差引残額 4 万 8 千円が資金剰余額である。

ウ 港湾事業特別会計

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 52	△ 88
歳 出 総 額	①	395,053	259,668
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	412,355	259,756
翌 年 度 繰 越 財 源	④	17,250	—
事業の規模 (⑤-⑥)		158,146	159,882
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	158,146	159,882
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

港湾事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 1 億 5,814 万 6 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 4 億 1,235 万 5 千円、歳出総額 3 億 9,505 万 3 千円で、歳入歳出差引額は 1,730 万 2 千円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源 1,725 万円を控除した 5 万 2 千円が資金剰余額である。

エ 鉱泉供給事業特別会計

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 4,858	△ 6,108
歳 出 総 額	①	15,063	13,864
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	19,921	19,972
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	—
事業の規模 (⑤-⑥)		13,784	15,546
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	13,784	15,546
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

鉱泉供給事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 1,378 万 4 千円である。当特別会計には市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 1,992 万 1 千円、歳出総額は 1,506 万 3 千円で、歳入歳出差引残額 485 万 8 千円が資金剰余額である。

オ 小規模下水道特別会計

(単位 千円)

項 目		平成 30 年度	平成 29 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 38	△ 794
歳 出 総 額	①	954, 111	1, 080, 423
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	957, 603	1, 081, 217
翌 年 度 繰 越 財 源	④	3, 454	—
事業の規模 (⑤-⑥)		226, 944	275, 732
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	226, 944	275, 732
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

小規模下水道特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 2 億 2,694 万 4 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 9 億 5,760 万 3 千円、歳出総額は 9 億 5,411 万 1 千円で、歳入歳出差引額は 349 万 2 千円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源 345 万 4 千円を控除した 3 万 8 千円が資金剰余額である。

7 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

個々の比率をみると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字は発生していないため、各比率は算出されなかった。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、前年度に比べ0.4ポイント改善し、12.4%となっている。

また一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率については、前年度に比べ10.2ポイント改善し、1.6%となっている。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、それぞれ早期健全化基準の25.0%、350.0%以下である。

次に当年度の資金不足比率は、今治市法非適用企業の5特別会計の全ての会計において資金不足は発生していないため、算出されなかった。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率について、いずれも健全化基準を下回っていた。

しかしながら、生産年齢人口の減少に伴い市税の大幅な増収は期待できず、また合併算定替による特例加算が令和元年度をもって終了することに伴い普通交付税の減少も見込まれている。一方で、少子化対策、公共施設等の耐震化や老朽化への対応、安全・安心のまちづくりなど、多様化、高度化する行政ニーズに応えるため、財政負担は今後も増大することが予想され、非常に厳しい財政運営を強いられる。

については、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標にも注意しながら、健全な財政運営や企業経営が安定的、持続的に維持されるよう、より一層効率的な行政運営に努め、財政基盤の強化を図られたい。